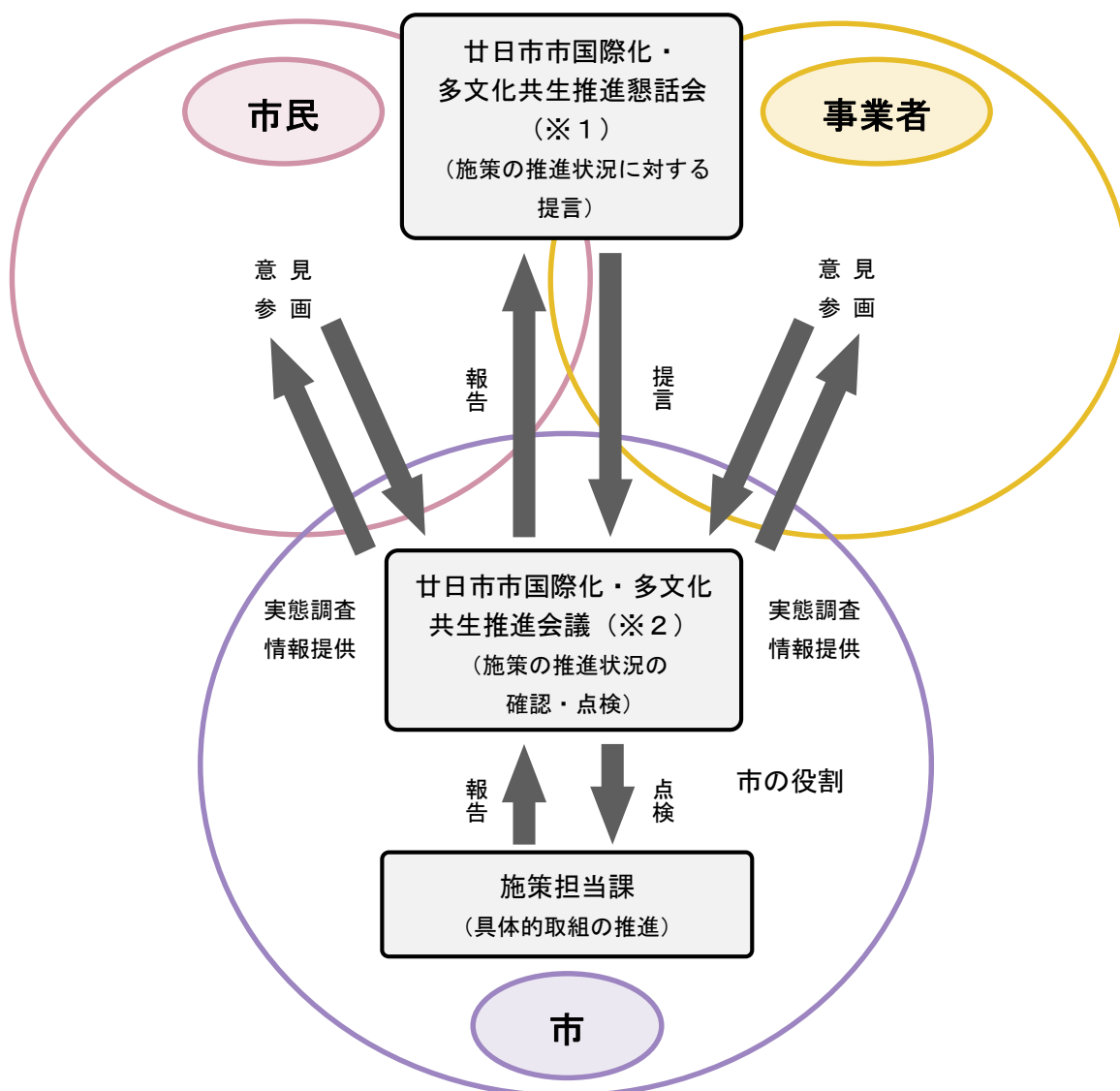


第6章 プランの推進

1 推進体制

国際化・多文化共生推進施策は、本プランに基づき、市民・事業者・市のパートナーシップにより、継続的に取り組みます。

その際には、市の組織である「廿日市市国際化・多文化共生推進会議」において、施策の推進状況を確認し、点検します。さらに、外部の組織である「廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会」に施策の推進状況を報告し、より良い施策にするための意見を受け、改善を行います。



(※1) 廿日市市国際化・多文化共生推進懇話会

- ・専門的見地からの協議を行うための外部組織
- ・本プラン推進においては、施策の推進状況に意見を求めるための場として機能
- ・学識経験者や関係団体の代表者など、おおむね10名で構成

(※2) 廿日市市国際化・多文化共生推進会議

- ・本プランの内容と施策の進捗状況の確認、点検を行うための庁内会議
- ・副市長を本部長とし、関係部署の部長で編成

2 進行管理

本プランに基づく施策は、PDCA サイクルによる進行管理に基づき、定期的の実施状況を把握するとともに検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

